給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

※市区町村処理欄	1 現年度	2 新年度	3 両年度
	処理済 回送 普徴 その他	処理済 回送 普徴 その他	

ご注意

1 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。

2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、前勤務先で最上段の事項を記入し、新勤務先に送付してください。ただし、「給与所得者」の欄の「個人事業主の場合、「個人番号」は、前勤務先では記入せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記入してください。また、前勤務先が個人番号」の欄の「給与支払者」の欄の「個人番号」は記入せず、新勤務先へ送付してください。

3 新勤務先ではA欄を記入し、一月一日現在の住所地（課税地）の市区町村長に送付してください。

4 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。

※出国予定者の未徴収税額は、一括徴収していただくようお願いします。

※この欄は、記載しないでください。

（宛先） 東吾妻町長 令和 ○ 年 ×× 月 △△ 日提出	給与支払者（特別徴収義務者） 所在地	〒 012 － 3456 ○○県××市△△１－２－３	特別徴収義務者指定番号 １２３４５
	フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ	宛名番号 １０
	氏名又は名称	株式会社 ○×商事	担当者連絡先 所属 人事課 給与係
	個人番号又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	氏名 特徴 花子
			電話 ○○○－○○○-○○○○ 内線（ １２３ ）

給与所得者			（ア）	（イ）	（ウ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法 ※ A～Cのいずれかの番号を必ず選択してください
フリガナ	オツノ イチロウ		特別徴収税額（年税額）	徴収済額	未徴収税額（ア）－（イ）			
氏名	乙野 一郎			6 月から	9 月から	令和○ 年	1 右から1～7のいずれかを選択 1 退職 2 転勤 3 休職・長欠 4 死亡 5 支払少額・不定期 6 合併・解散 7 その他 （7その他の事由・理由）	B 右からA～Cのいずれかを選択 A 特別徴収継続 ※税額を引き継いでください →新勤務先でA欄記入 B 一括徴収 ※1月以降は必須 →B欄記入 C 普通徴収（本人納付） →C欄記入
生年月日	昭和・平成 ○ 年 × 月 △ 日			8 月まで	5 月まで	8 月 31 日		
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2							
受給者番号	123456							
1月1日現在の住所	○○県吾妻郡東吾妻町△△３－２－１		（ア） 円 150,000	（イ） 円 37,500	（ア）－（イ） 円 112,500			
異動後の住所								

A 特別徴収継続の場合

新しい勤務先（特別徴収義務者）					
特別徴収義務者指定番号		（新規） 法人番号		新しい勤務先では、月割額 円を	
所在地	〒 －	担当者連絡先	所属	月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入します。	
フリガナ			氏名	受給者番号	
氏名又は名称			電話 内線（ ）	納入書の要否（新規の場合のみ記載）	右から番号を記入 1 必要 2 不要

B 一括徴収の場合

理由		徴収予定月日	徴収予定額（上記（ウ）と同額）	左記の一括徴収した税額は、
1（右から番号を記入）	1 異動が令和 ○ 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	9 月 20 日	112,500 円	9 月分（翌月10日納入期限分）で納入します。

C 普通徴収の場合

理由	
（右から番号を記入）	1 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3 死亡による退職であるため

※市区町村処理欄	

【提出先】〒377-0892 群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町1046番 東吾妻町役場 税務課 住民税係

※不足する場合は、複写（コピー）してご使用ください。